

草津市生活サポート事業
実施事業者募集要項

令和6年3月

1. 目的

この要項は、草津市介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」といいます。)の訪問型サービスのうちの1つである、草津市生活サポート事業(以下、「本事業」といいます。)の受託者を募集するために必要な事項を定めるものです。

2. 総合事業の目的と考え方

- (1)総合事業は、地域住民や地域の団体、NPO法人など多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることによって地域の支え合い体制づくりを推進するとともに、そのことにより効果的で効率的な介護予防や支援ができるようにすることを目指します。
- (2)総合事業では、利用者の持っている能力に応じた支援を提供し、本人の自立意欲の向上を目指します。
- (3)総合事業では、高齢者自身が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手として参加することで自身の介護予防にもつなげ、高齢者がいきいきと活躍する社会を目指します。

3. 業務の概要

- (1)業務名 草津市生活サポート事業
- (2)業務内容 仕様書のとおり
- (3)履行期間 契約締結日から当該年度の3月31日まで
- (4)業務委託料
1件60分につき1,300円(非課税)

4. 応募資格

本事業の業務を受託できる者は、高齢者等の生活支援や地域の支え合い体制の構築、高齢者の社会参画の推進に意欲があり、仕様書に定める業務を実施できる社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人または公益社団法人もしくは公益財団法人に準ずると認める団体であって、次の要件をすべて満たすものとします。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ③次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員またはその支店もしくは営業所等の代表者(以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められること。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

5. 応募手続

本事業の受託者の募集に応募しようとするときは、次のとおり応募書類を提出してください。

	応募書類	様式	備考
1	応募申込書	様式第1号 (提出必須)	—
2	応募者概要書	様式第2号 (提出必須)	—
	当該団体の事業・活動実績報告書等	任意様式	「運営する事業および活動の概要」欄に代える場合
3	事業実施見込調書	様式第3号 (提出必須)	—
4	従事者名簿	様式第4号 (提出必須)	欄が不足する場合は追加してください
	生活支援サポーター養成講座同等認定申請書	様式第5号	生活サポーター養成講座と同等の研修の認定が必要な場合
5	危機管理票	様式第6号 (提出必須)	—
	団体規約等	任意様式	危機管理票の各項の記入に代える場合

6. 応募方法

事前に連絡したうえで、応募書類を長寿いきがい課まで直接持参してください。

7. 応募期間

随時

8. 問い合わせ・応募先

草津市健康福祉部 長寿いきがい課 長寿政策係

TEL:077-561-2372 FAX:077-561-2480 E-mail:choju@city.kusatsu.lg.jp